

広島県聴覚障害者センターだより



Hiroshima Chokaku Center

広島県聴覚障害者センター

〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29

電話：082-254-0085

FAX：082-254-0087

メール：minami@hiro-chokaku.jp

ホームページ：hiro-chokaku.jp

**2019年4月号 No.22 2019(平成31)年4月1日発行 (毎月1日発行)**

## 手話通訳を行う皆さん、意思疎通支援を行う皆さん、センター職員の皆さんへ

センターは聴覚障害者の情報・意思疎通支援の拠点施設です。そして、手話通訳者養成事業はセンター事業の柱の一つです。

本年度の手話通訳者統一試験の合格者は15人でした。3月16日(土)に、統一試験合格証授与式・研修会が行われ、合格した皆さんは手話通訳者としてスタートしました。合格した皆さん、すでに手話通訳活動を行っている皆さん、あるいはこれから手話通訳者を目指そうとする皆さんが留意すべきことは何でしょうか？

1999年に示された「手話奉仕員及び手話通訳者の学習指導要領」の「養成にあたっての基本的視点」の①と④には、以下のように述べられています。①聴覚障害のある者が、ない者と真に対等・平等の立場で社会参加するためには、情報の保障、コミュニケーションの保障及び自己決定できる条件等の保障が不可欠である。④手話奉仕員及び手話通訳者は、取得した専門的知識や技術を用いて聴覚障害者へのコミュニケーション保障等に関わるが、決して保護的立場や指導者の立場ではない。あくまでも人間として対等・平等であることを十分に認識して活動や業務を行う必要がある。

①で、「聴覚障害のある者が、ない者と真に対等・平等の立場で社会参加するために」とあるのはどうしてでしょうか？未だに聴覚障害者は聴者と対等・平等に社会参加できにくいという現実があるからです。④で手話通訳者は聴覚障害者に対して、「決して保護的立場や

指導的立場ではない」とわざわざ断っているのはどうしてでしょうか？ともすると保護的立場や指導的立場に陥りがちになる現実があるからです。

そして、これは、手話通訳者のみならず、意思疎通支援を行う皆さんも、センター職員も頭に入れておかなばなりません。

センターの理念は、「聴覚障害者の自立と社会参加」です。

昨年7月の災害では、広島県の聴覚障害者が手話通訳者・手話のできる人たちと連携し、災害ボランティアを行いました。広島県ろうあ連盟では、ろうあ協会会員のみならず、難聴者・中途失聴者、協会に所属しないろう者たちに幅広くボランティア参加の呼びかけを行い、被災者への支援と交流が繰り広げられました。これは聴覚障害者の自立と社会参加のモデルケースともなる取り組みでした。

手話通訳者のみならず、意思疎通支援を行う皆さん、センター職員の皆さんが、聴覚障害者が真に対等・平等の立場で自立し、社会参加するために、情報の保障、コミュニケーションの保障を行っていただければと思います。

私事になりますが、2019年3月で広島県聴覚障害者センターを退職しました。短い間でしたが、皆様から温かい叱咤激励の言葉をいただき、感謝しております。ありがとうございました。(松岡)